

経営事項審査の改正の方向性について

- I. 経営事項審査について
- II. 経営事項審査の審査項目
- III. 経営事項審査の改正の視点
- IV. 経営事項審査における「その他社会性(W)」改正の方向性
 - IV-① 「技能者を大切にする企業の自主宣言」の宣言状況に関する評価項目の追加方針
 - IV-② 「建設機械の保有状況」の改正方針(W7)
 - IV-③ 「社会保険加入に関する評価項目」の見直し方針(W1-1～W1-3)

経営事項審査の意義・概要

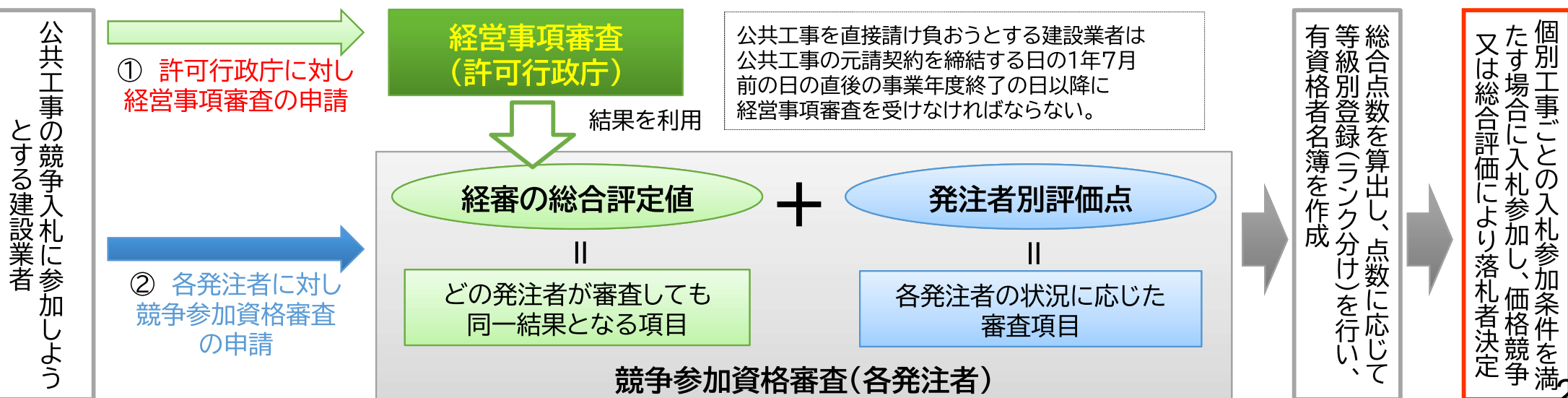
- 各建設工事の発注者が、建設工事の規模、それが要求する技術的水準等を勘案して、それに見合うだけの建設業者を選定することが必要であることから、公共工事の発注機関は、その発注に係る建設工事の入札に参加しようとする建設業者について、予め資格審査によって格付けを実施。
- 一般に当該審査は、①客観的事項に関するものと、②発注者ごとに評価する事項に関するものを区分して行うところ、①はどの発注機関が行っても同一の結果となるべきであることから、特定の第三者が統一的に一定基準により審査(=経営事項審査)。
- 全国統一の客観指標による評価がされるため、建設業者のランク分けの透明性・公平性を確保するとともに、発注者ごとの審査事務の負担軽減に寄与。

経営事項審査の対象者

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者

審査項目と審査機関

- ❑ 経営状況：国土交通大臣により登録を受けた機関(登録経営状況分析機関)
- ❑ 経営規模、技術力、その他の審査項目(社会性等)：国土交通大臣又は都道府県知事(許可行政庁)



II. 経営事項審査の審査項目

○ 完成工事高（X1）及び技術力（Z）を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値（P）を算出。

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高（許可業種別）	最高点：2,309点 最低点：397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点：2,280点 最低点：454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点：1,595点 最低点：0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数（許可業種別） ②元請完成工事高（許可業種別）	最高点：2,441点 最低点：456点	0.25
その他審査項目 （社会性等）	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証 又は登録の状況	最高点：2,073点 最低点：▲1,837点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$		最高点：2,159 最低点：6点

改正の視点

持続可能な建設業に向けた①担い手の育成・確保や、「地域の守り手」としての②災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、③建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準の見直しを検討したい。

① 担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、
CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要

「技能者を大切にする企業の自主宣言」の宣言状況について加点項目として追加してはどうか(p6.7)

② 災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる建設機械を追加することで
災害対応力強化を図ることが必要

加点対象機械の拡大をしてはどうか(p8)

③ 令和2年の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

令和2年10月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、
令和7年10月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすことに

許可・更新時に確認がなされる社会保険加入に関する審査項目を削除してはどうか(p9)

IV. 経営事項審査における「その他社会性(W)」改正の方向性

検討事項
⇒次回中建審で結論

- ①「『技能者を大切にする企業の自主宣言』の宣言状況」に関する評価項目の新設とともに、「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点の見直しを検討
- ②「建設機械の保有状況」の加点対象となる建設機械の対象拡大を検討
- ③「雇用保険の未加入」「健康保険の未加入」「厚生年金保険の未加入」に関する評価項目の削除を検討

〈改正前〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/-120
①雇用保険の未加入	0/-40
②健康保険の未加入	0/-40
③厚生年金保険の未加入	0/-40
④建退共加入	15/0
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
⑥法定外労災制度への加入	15/0
⑦若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60/0
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-210
W評点 (A × 10 × 175 ÷ 200)	2,073/-1,837

〈改正後〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/0
①建退共加入	15/0
②退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
③法定外労災制度への加入	15/0
④若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑤知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑥ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑦建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10/0
⑧『技能者を大切にする企業の自主宣言』の宣言状況(P)	5/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況(既存の9機種の外に加点対象を拡大)	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-90
W評点 (A × 10 × 175 ÷ 200)	2,073/-787

【ご参考】自主宣言制度による事業者の見える化

- ◆建設企業が、適正な労務費の見積り、技能者の処遇改善に積極的に取り組んでも、外部からはその取組状況が見えづらいことから評価されず、競争上は不利になるおそれもある。
- ◆技能者を大切にせる企業の取組を可視化し、その評価を向上させ、受注機会の確保等につなげることが必要。また、今般の担い手3法の改正を契機に、サプライチェーン全体で建設技能者の処遇改善に取り組むマインドを広げていくことが重要。

方針

○各主体は、建設産業の担い手確保のため、以下の取組を行う旨を宣言。

【元請・下請】

- ・労務費の基準を活用して、労務費等を内訳明示した見積書を作成すること
- ・下請から提出される労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮すること
- ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと（CCUSレベル別年収を支払うこと等）
- ・国が技能者の適正な処遇の確保等を図るため行う調査に協力すること
- ・CCUSを活用すること（就業履歴蓄積に必要な環境整備に取り組むこと／詳細型の技能者登録を行うこと） 等

【発注者】

- ・元請から提出される労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮すること 等

○宣言企業は、ロゴマークを使用可能とし、企業一覧をＨＰで公表。また、宣言企業に対して、表彰での加点、経営事項審査における加点等のインセンティブを講じることを検討。



IV-①「技能者を大切にする企業の自主宣言」の宣言状況に関する評価項目の追加方針

現行

検討事項
⇒次回中建審で結論

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(W1-10)

- 審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事について、以下の全ての措置を講じている場合に加点
- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
 - ② 建設工事に従事する者がカードリーダー等によりCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
 - ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

民間工事を含む全ての建設工事で実施した場合	15点
全ての公共工事で実施した場合	10点



改正案

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

民間工事を含む全ての建設工事で実施した場合	10点
全ての公共工事で実施した場合	5点

自主宣言掲載開始日以降の改正予定



「技能者を大切にする企業の自主宣言」の宣言状況

- 審査基準日以前に宣言し、ポータルサイトに宣言が掲載されている場合に加点
- 【宣言の必須項目】
- ① 労務費の確保・行き渡り等のための取組
 - ② CCUSの活用(就業履歴の蓄積)
 - ③ 宣言企業との取引優先

宣言した場合	5点
--------	----

自主宣言掲載開始日以降の改正予定

IV-② 「建設機械の保有状況」の改正方針(W7)

検討事項
⇒次回中建審で結論

- ・ 現行は、災害時の復旧対応に使用され、かつ定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な9種類を評価。
- ・ 令和4年度改正に際し、アンケート結果を踏まえ、災害時の使用実績が相対的に多い建設機械を加点対象に追加したが、令和6年能登半島地震の応急復旧工事において活用された建設機械の中には、当該アンケートで災害時に回答があったものの加点対象としなかった建設機械もあることが判明。
- ・ 令和6年能登半島地震は、地理的・社会的・季節的特徴を有するとともに、地震・津波に加え、復旧途上での大雨という複合災害の側面を有する災害であり、多様な災害への対応という観点で特に参考にすべきであるところ、同地震における応急復旧工事での活用実績も踏まえた見直しを図ってはどうか。

特定自主検査

製造時検査又は性能検査

自動車検査

現行

ショベル系掘削機



ブルドーザー



トラクターショベル



締固め用機械



解体用機械



高所作業車



モーターグレーダー



移動式クレーン
(つり上げ荷重3t以上)



ダンプ
(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)

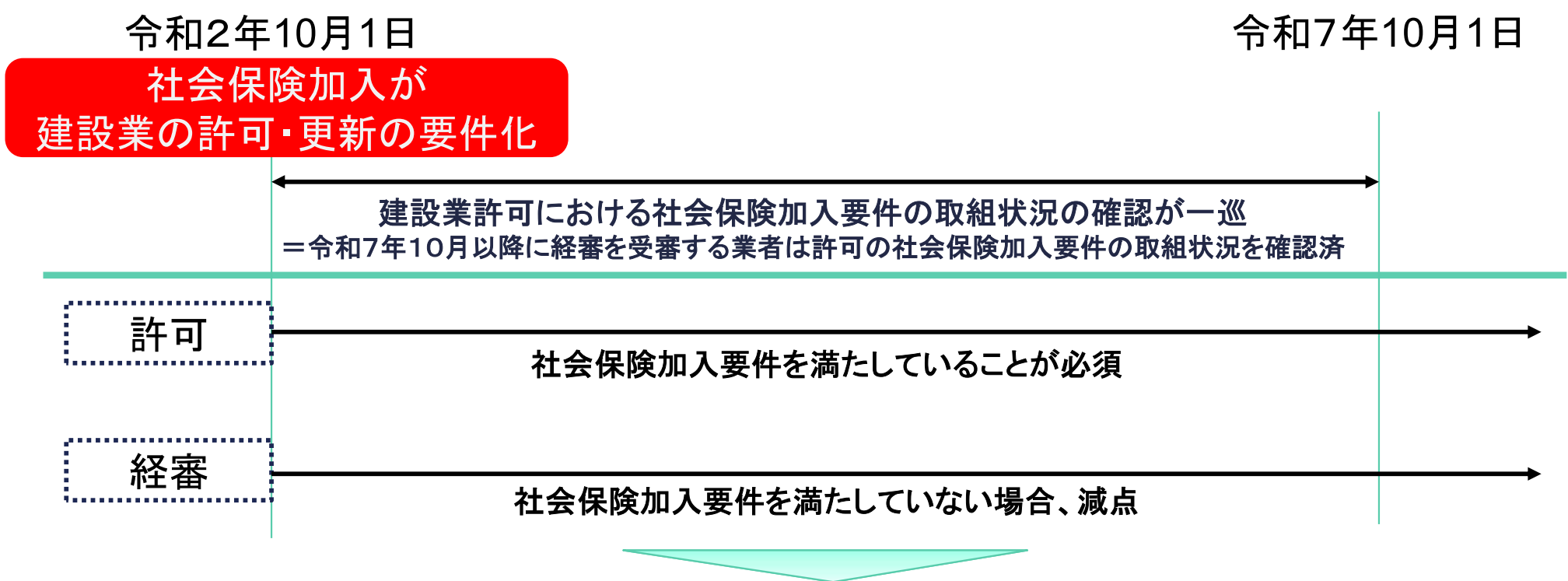


加点対象となる建設機械を適切に審査する観点から、「建設機械抵当法」または「労働安全衛生法」において建設機械として規定されており、定期検査により保有・稼働確認ができる建設機械のうち、

- 今後実施するアンケートで、災害時に活用された実績が相応にあり、
- 又は、令和6年能登半島地震の応急復旧工事において活用された建設機械を加点対象としたい

- 令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和2年10月1日以降の建設業許可の要件に社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入が追加。
- 建設業許可の更新期間が5年であるため、令和7年10月1日以降に建設業許可を保有する全ての建設業者は社会保険加入要件を満たすこととなる。
- 現行の経営事項審査では、社会保険の加入状況について審査しているが、今後は建設業許可と重複した内容の審査となるため、審査対象項目から削除してはどうか。

建設業許可・経営事項審査における社会保険の取扱い



経営事項審査の審査項目から削除
※改正時期は、申請事務の混乱を避けるため、他の改正検討項目の状況を踏まえて検討